

奏の杜 景観形成ガイドライン適合確認申請書 〈 中低層住宅地区 〉

■申請の対象となる土地			
住 所	奏の杜・谷津 丁目 番 号		
地区計画の区分	地区（JR津田沼駅南口地区地区計画の地区区分）		
事業者名		建物用途	

■申請者代理人（設計者）			
氏 名	氏 名	建築士登録番号	
連 絡 先	住 所		
	電話番号	E-mail	

■中低層住宅地区のチェックシート			
○ 景観形成ガイドラインの各項目について、対応可の場合は□欄に✓印を付してください。			
○ 対応困難な項目がある場合は、特記事項欄にその理由と代替措置を記載してください。			
	項目（ガイドライン項目番号）	規制・誘導の概要	対応可 ✓
敷地	駐車スペースの配置 （戸建住宅） (1)-①	・駐車スペースは、道路に対して直角駐車とすることを基本とする。	<input type="checkbox"/>
	駐車スペースの配置 （その他の建築物） (1)-②	・自動車が道路に直接出入りする駐車場は、極力設置しない。 ・敷地の状況などによりやむを得ず設置する場合は、駐車場の周囲の緑化に努める。	<input type="checkbox"/>
	駐輪場・ゴミ置場の 設置 (1)-③	・駐輪場やゴミ置場等を設置する場合は、道路からの見え方に配慮し、外構と一体的な装飾を施す、植栽で覆うなど、周辺との調和に努める。	<input type="checkbox"/>
建築物	屋根・外壁の色彩 (2)-①	・屋根及び外壁の色彩は、アクセントカラーを除き、落ち着いた色彩を基本とする。	<input type="checkbox"/>
緑化	環境緑地 (3)-①	・道路と接する敷地の部分に、幅員 50cm の緑化施設を整備する。 【別途詳細基準あり】	<input type="checkbox"/>
	高木による緑化 (3)-②	・道路に面した敷地の部分には、高木を植栽するよう努める。	<input type="checkbox"/>
	その他の緑化 (3)-③	・壁面や屋上等の建築物の緑化、駐車場の緑化、プランターの設置等、敷地内の積極的な緑化に努める。	<input type="checkbox"/>
その他	付帯設備 (4)-①	・屋外に設置する高架水槽や冷却塔、空調、湯沸器等の設備機器類や、電気、水道、ガス等のメーター類は、道路側から目立たないように、極力設置位置の工夫、植栽による目隠し等の対策を行う。 ・屋外に設置する階段で、規模が大きく目立つもの場合は、建物と一体化するなど、極力目立たない工夫をする。	<input type="checkbox"/>
	広告物	・自己利用、一時利用以外の広告物は設置しない。 ・いずれの場合においても、屋上広告物、突出広告物、広告塔、のぼり広告、立看板、窓その他の開口部をふさいで設置する広告物は不可とする。	<input type="checkbox"/>

その他	(4)-②	<ul style="list-style-type: none"> ・壁面広告物の表示面積は、1壁面につきその壁面面積の1/5以下かつ1広告主当たり5㎡以下とする。 ・内照式の広告物を設ける場合は、周辺との調和に配慮し節度のあるものとする。 ・広告物が複数ある場合は、集約化するなどの工夫をする。 	
	垣・さく (4)-③	<ul style="list-style-type: none"> ・垣又はさくの構造は、生垣その他これに類する植栽、又は透視可能なフェンス等とする。 ・フェンス等を設置する場合は、極力植栽による修景を行う。 *環境緑地内（道路境界から50cmの範囲）に、フェンス等の工作物は設置できません。 	<input type="checkbox"/>
	駐車スペースの門扉・シャッター (4)-④	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車スペースに門扉・シャッター等を設置する場合は、極力透視可能なものとし、道路境界から50cm以上後退させる。 ・道路側から目立たないように、極力植栽等による修景を行う。 	<input type="checkbox"/>
	機械式駐車場の制限 (4)-⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・機械式駐車場を設置する場合は、地上3段までとし、道路境界から50cm以上後退させる。 ・道路側から目立たないように、極力植栽等による修景を行う。 	<input type="checkbox"/>
	照明 (4)-⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口付近の常夜灯の設置、環境緑地内の積極的なライトアップに努める。 	<input type="checkbox"/>
	土地利用の制限 (4)-⑦	<ul style="list-style-type: none"> ・資材置場、コンテナ倉庫の土地利用は行わない。 *コンテナ倉庫は、法律により設置が制限されています。 	<input type="checkbox"/>

特記事項

添付図面（配置図及び外構図、その他特記事項の説明に必要となる図面） 計 枚